

特記仕様書

(適用範囲)

本特記仕様書は「舗装（点々）補修工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

(総則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

(宇治市) 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

(近畿地方整備局) 「土木工事共通仕様書（案）」

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

(京都府) 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

(工事期間および工事時間)

施工時間を厳守すること。原則として昼間は9：00～17：00とし、夜間は監督職員との協議の上決定することとする。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

また、同日内に昼間・夜間作業を原則行わないこと。ただし、緊急を要する場合は、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。

(作業休日)

原則、工事における作業休日は、土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇および年末年始とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

ただし、緊急性等に応じて、土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇および年末年始に行う場合もあり、その際は監督職員の指示に従うこと。

(工事の着手)

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。また、その後に工事予告看板を設置し通行車両、歩行者に対しても周知を行わなければならない。

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

(建設副産物)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊 路盤材	株式会社藤田産業	日曜を除く 毎日 8時～16時 30分	一辺が 100 cm以下に限る。	3.1 km
コンクリート塊 (無筋)	有限会社 京奈リサイクル	平日 8時～16時30分	75cm×75cm×75cm以下に 限る。	12.4 km
アスファルト塊 路盤材	株式会社玉井道路	日曜・祝日・第2 土曜を除く 毎日 22時～4時	50cm×50 cm以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	4.0 km
コンクリート塊 (無筋)	有限会社 和東碎石販売	平日・土曜 16時30分～8時	夜間は事前予約要。	22.9 km

(廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。
 なお、添付書類は以下によるものとする。

廃 棄 物 処 理	
計画	○ 廃棄物処理計画書
	○ 処分地の位置図及び経路図
	○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
	○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書 の写し
	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○ 指定地処分で処分地の変更が生じた 場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
報告	○ 廃棄物処理報告書 ○ 「運搬管理表」又は、「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等 ○ 再生資源利用促進実施書(EXCELデータ含む) (最新版で作成) ○ 写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 ◆自己運搬処理の場合 ・産業廃棄物運搬車、業者名 ◆委託運搬処理の場合 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

再生資源利用計画

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第24条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

再生資源利用促進計画

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第24条 建設副産物 5.再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

計画及び実施書の様式及び保管

「宇治市土木共通仕様書（案）第24条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施工規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

（舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法）

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

（施工管理）

1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施し、試験結果を整理し提出すること。なお、これにかかる費用は共通仮設費率に含まれる。

2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

出来形規格値

工種	細別	項目	規格値	適用
アスファルト 舗装工	表層工	面積	設計値以上	舗装展開図作成
	基層工			

品質管理

工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準
舗装工 (基層) ・アスファルト 舗装	厚さ	-9	・40mごと、又は200㎡ごとに測定する。 ・コア採取による管理は、1路線あたりの舗装面積が200㎡未満は0箇所、200㎡以上1,000㎡未満は1箇所、以後1,000㎡ごとに1箇所とする。
	合材敷均し温度	110℃以上	
舗装工 (表層) ・アスファルト 舗装	厚さ	-7	・40mごと、又は200㎡ごとに測定する。 ・コア採取による管理は、1路線あたりの舗装面積が200㎡未満は0箇所、200㎡以上1,000㎡未満は1箇所、以後1,000㎡ごとに1箇所とする。
	合材敷均し温度	110℃以上	

(舗装展開図)

舗装工の展開図については、監督職員と協議の上、作成・提出するものとする。舗装版切断の数量や舗装面積がわかるように色分けを行うなど工夫すること。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書(案)の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負単価契約書(第26条)
- ・建設業法遵守ガイドライン(平成20年9月 国土交通省)
- ・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。なお、標示板は規制区域の起終点に各1枚ずつ設置すること。

また、施工前に施工箇所周辺に予告看板を設置し、周辺住民及び通行車両、歩行

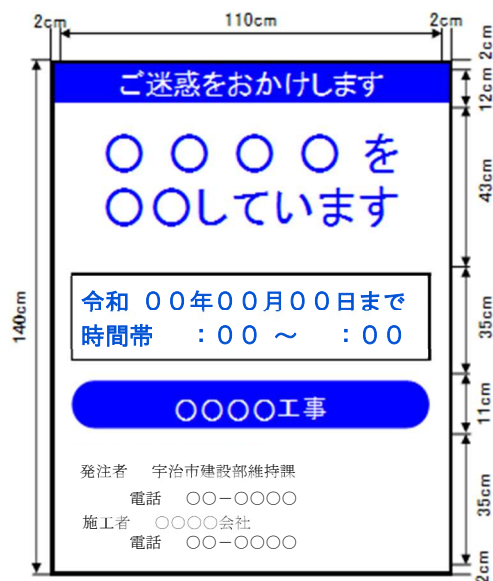
者に対して周知を徹底すること。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ舗装をなおしています。
 工事種別：舗装工事

【標示板の記載例】

[工事標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は青地に白抜き文字とする。 ・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ その他の文字および線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする ・ 道路上に設置する場合は必要に応じて高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じて外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

工 種	機 械 名	指 定 規 格	備 考
舗装版破碎・積込	バックホウ	平積 0.1 m ³ 平積 0.2 m ³ 平積 0.4 m ³	排出ガス対策型
土砂等運搬	ダンプトラック	2 t、4 t、10 t	

（環境等の保全）

1. 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
2. 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
3. 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行い実施するものとする。

受注者は、施工に先立ち安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

（交通誘導警備員）

本工事における交通誘導警備員は、各工事箇所の現場条件や交通状況に対応する必要があり、事故防止に万全を期した配置状況としなければならない。

また、監督職員による配置箇所の指示があった場合には、受注者はその指示に従わなければならない。

（建退共について）

建退共については、実績の報告は求めないが、受注者は、建退共の主旨を理解し、適正な運用に努めること。

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(再生資材の利用)

本工事については、下記のとおり再生材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により、下記の再生材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とすることができる。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤	
再生粒度調整砕石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層・中間層	
	密粒度アスコン	表層	
改質再生アスファルト混合物	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材、補足材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧 プラント再生舗装工法」による。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

(路盤改良について)

監督職員により、セメント系固化材による路盤改良について指示があった場合には、六価クロム溶出量低減型の材料を使用することとし、使用材料については監督職員と協議すること。

また、施工時はセメント系固化材の飛散防止対策を徹底すること。

(アスファルト混合物事前審査制度について)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

また、監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

・ (外壁・側溝等の現況写真)

着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録し提出すること。

（用地境界杭、境界プレート等について）

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合、事前に測量し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

（街区基準点について）

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

（工事の施工に伴う協議・調整）

案内ビラ・資料等を活用し本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は受注者が行うものとする。なお、書類等を配布・提出する前には、必ず監督職員に提出し、確認を得なければならない。

また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得たうえで、土地所有者との間に紛争が生じないように努めるものとする。

（個人情報保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

（事業損失補償）

事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

（その他）

本特記仕様書に定めない事項については、必要に応じて発注者、受注者の双方が協議のうえ定めることとする。